

日専連スーパーカーレスキュー70 会員規約

第1条（目的等）

本規約は、株式会社日専連ホールディングス（以下「当社」という。）が発行する日専連JCBゴールドカード及び日専連JCB法人ゴールドカード（以下「カード」という。）の会員（個人会員並びにその家族会員、法人会員並びにそのカード使用者をいい、以下「会員」という。）に対して、当社と提携するタイムズコミュニケーション株式会社（以下「運営者」という。）が提供する日専連スーパーカーレスキュー70（以下「本サービスという。」の利用に関して定めたものです。

第2条（本サービスの利用及び実施等）

- 1.会員は、第3条第3項、第4条及び第7条に規定する場合を除いて、当社からカードを受領した時より、カードの有効期間中本サービスを利用できるものとします。
- 2.本サービスは、会員本人のみが利用できるものとします。
- 3.本サービスは、運営者の取次により運営者と業務提携する事業者（以下「サービス実施者」という。）が、その責任において実施するものとします。
- 4.本サービスの利用可能地域は、日本国内に限るものとします。
- 5.本サービスの内容等は、当社が予告なく変更できるものとします。
- 6.前項により、本サービスの内容等を変更したときは、変更後のサービスが提供されることに会員は異議ないものとします。
- 7.本サービスの内容及び対象車輦に関する詳細は、運営者が別途定めるサービス利用規定によるものとします。

第3条（利用方法）

- 1.会員が本サービスを利用する場合には、運営者が指定するコールセンターに架電し、カードの会員番号、氏名等並びに自動車運転免許証番号等を告知するものとします。
- 2.会員が本サービスの提供を受ける場合には、有効な会員であることを証するためにカード並びに会員本人の身分確認ができる自動車運転免許証等をサービス実施者に提示するものとします。
- 3.前項の提示ができないときは、本サービスにおける無償サービスの提供を受けられないことがあることを会員は予め承諾するものとします。

第4条（本サービスの提供を受けられない場合）

会員は次のいずれかに該当した場合は本サービスの提供を受けることができないものとします。

- 1.カードの年会費を支払っていないとき
- 2.カードを退会または会員資格を喪失したとき
- 3.本規約または運営者が別途定めるサービス利用規程に違反したとき
- 4.その他、会員の本サービス利用方法等が不適切と運営者またはサービス実施者（以下併せて「運営者等」という。）が判断したとき

第5条（個人情報の取扱いに関する同意）

- 1.会員は、当社が本サービスを提供するため会員の情報（特定の個人を識別できない会員番号、カードの契約日、電話番号、会員資格に関する情報）を運営者に対して提供

すること及び本サービスの利用状況等を当社と運営者との間で相互に提供し利用することに同意するものとします。

2.会員は、運営者等が本サービス提供時に知りえた会員の個人情報（住所、氏名、電話番号、会員番号、生年月日、事故・故障等に関する情報）を以下の利用目的により取扱うことに同意するものとします。

- 1) 本サービスの提供及び実施のため
- 2) 本サービスを円滑に運営するための顧客管理並びに会員への連絡のため
- 3) 本サービスの提供並びに実施のためにサービス実施者へ提供するため
- 4) 各種問合せ等への対応や本サービス向上のために統計データとして分析するため
- 5) 本サービスの実施状況を当社に報告するため

3.運営者における個人情報の取扱いについては、別途運営者のホームページに掲載し公表するものとします。

第6条（本サービスの提供に伴う損害）

本サービスの提供に伴う車輛の破損、人身事故、その他の損害、第三者との紛争等については、会員とサービス実施者との間で解決するものとし、当社並びに運営者は一切の責任を負わないものとします。

第7条（本サービス提供の中止・終了）

- 1.当社は、会員に事前または事後に通知することにより、本サービスの提供を中止または終了することができるものとし、会員はこれを承諾するものとします。
- 2.前項により、会員に損害等が生じた場合でも当社は一切の責任を負わないものとします。

第8条（遵守事項）

会員は、次の事項を遵守するものとします。

- 1.本規約に基づく権利を第三者に譲渡、貸与、その他の処分を行わないこと
- 2.道路交通法その他の法令、規則を遵守すること
- 3.本サービスの提供を受けるにあたり、運営者等の指示に従うこと
- 4.本規約及び運営者が別途定めるサービス利用規程に従うこと

第9条（規約の改定）

1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社ホームページで公表する方法又は当社所定の方法により会員へ通知するなどにより会員に周知した上で、本規定を変更することができるものとします。

- 1) 変更内容が会員の一般の利益に適合するとき。
- 2) 変更の内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2.当社があらかじめ変更内容を通知又はホームページで公表するなどにより会員に周知した上で、本規定を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本サービスを使用した場合には、会員は、変更事項又は新会員規定を承認したものとみなし、以後変更後の規定が適用されるものとします。

日専連スーパーカーレスキュー70 サービス利用規程

本規程は、「日専連スーパーカーレスキュー70 会員規約」に基づき、会員が利用できるサービスの内容及び利用条件等を定めたものです。

第1条（定義）

- 1.本規程において「ロードサービス」とは、車輛の事故・故障時の現場軽作業及びレッカーサービス（入庫後における修理等の作業は含まない。）をいいます。
- 2.本規定において「本サービス」とは、本規程に基づき会員が利用できるロードサービス及び付帯サービスをいいます。
- 3.本規程において「運営者」とは、タイムズコミュニケーション株式会社をいいます。
- 4.本規程において「サービス実施者」とは、ロードサービスを実施する運営者の提携事業者をいいます。

第2条（ロードサービスの実施）

ロードサービスの提供は、運営者の取次によりサービス実施者の責任において実施されますので、ロードサービスの提供に起因する車輛の損傷、人身事故、損害等について運営者は一切の責任を負わないものとします。

第3条（サービス併用の禁止）

会員は、同一の事故・故障等において、本サービスと第三者が提供または手配するサービスとを併用できないものとします。

第4条（ロードサービスを提供できない場合）

次の各項の何れかに該当する場合または車輛については、ロードサービスを提供できない場合があります。

- 1.台風・豪雪などの気象状態または地震・噴火などの天災地変等によりサービス実施者の身体に危険を伴う場合。
- 2.通行禁止道路、季節的閉鎖道路、主務大臣等が通行禁止を指定した地域、離島、フェリーポート上や、砂浜、林道、河原の不整地等でサービス実施者の出動車輛が通行できない道路に車輛がある場合。
- 3.戦争・暴動または公権力の行使により通行が極めて困難な地域に車輛がある場合。
- 4.違法な改造がなされている車輛、車検登録のない車輛、特殊工作装置等を装備した車輛の場合。
- 5.ロードサービス実施後に飲酒、薬物、無免許運転などの違法運転がなされるおそれがある場合。
- 6.レッカー車による牽引または積載車による運搬の際、積載物に損傷が発生しうる場合。
- 7.ロードサービスの実施に伴い、第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等をしうる可能性がある場合で、当該第三者の承諾が得られない場合。
- 8.他人名義の車輛で、サービス実施者が車輛所有者の承諾を確認できない場合。
- 9.全各項以外でも、天候、場所、車輛の状態等により社会通念上、ロードサービスの実施が困難であるとサービス実施者が判断した場合。

第5条（ロードサービス提供の条件）

次の各項の条件を満たすことが、ロードサービス提供の条件とします。

1. 会員がロードサービスを利用する場合、運営者が指定するコールセンターに架電し、カードの会員番号・氏名・生年月日・住所等並びに自動車運転免許証番号等を告知すること。
2. 会員はロードサービスを受ける前に、有効な会員であることを証するためにカード並びに会員本人の身分確認ができる自動車運転免許証等をサービス実施者に提示するものとします。また、ロードサービスを受けた後は、運営者所定の作業報告書を確認し、これに署名を行うこと。
3. ロードサービスの実施に伴い車輻に損傷等が発生しうる可能性が予測される場合、当該損傷につきサービス実施者を免責する旨の念書に会員が署名すること。
4. 警察への届け出を要する事故については、会員が警察への届け出を済ませており、かつロードサービスの実施につき警察の許可を受けていること。
5. ロードサービスを受けるにあたりサービス実施者の指示に従うこと。
6. ロードサービスを受けるにあたり会員はそれに立会うこととし、会員が負傷等したときは、会員から委任された者による立会いを原則とします。但し、レッカー車による牽引または積載車による運搬の場合は除きます。
7. 危険物運搬車輻のレッカー車による牽引または積載車による運搬については、危険物取扱免許の保持者が同行すること。

第6条（本サービスの対象車輻）

本サービスの対象車輻は、次の各項に該当する車輻とします。但し、事業者車輻（通称、緑ナンバー・黒ナンバー）は除くものとします。

1. 全長 5,500 mm以下、全幅 1,950 mm以下、車輻重量 3,000kg 以下、最大積載量 2,000kg 以下かつ総重量 3,000kg 以下のキャンピングカーを含む自家用四輪車
2. 原動機付 2 輪・3 輪を含む中・大型自動二輪車

第7条（無償サービスの内容）

サービス実施者が無償で提供するロードサービス及び運営者が無償で提供する付帯サービスは、会員の乗車する車輻が日本国内で走行中に発生した事故または故障により自力走行不能（※）となった場合を条件として次の各項のとおりとします。

※「自力走行不能」とは、物理的に走行不可能な場合（例えば、車輻が大破して動かない場合）または道路交通法上走行が禁止される場合（例えば、夜間でライトが作動しない場合）をいい、スタッドレスタイヤやチェーン等の装備が無いため雪道等で単にスリップする状態で走行できない場合などは含まないものとします。

1. 現場軽作業サービス

車輻の事故または故障の現場において、作業員 1 名が 30 分（次項に定めるレッカーサービスにおける積込み作業を含めいくつかの作業を併せて行う場合は、その合計所要時間が 30 分）以内で実施可能な次の軽作業サービスとします。

- 1) キー閉じ込み時の開錠作業（トランクは除く）
- 2) バッテリー上がり時のジャンピング作業
- 3)パンク時のスペアタイヤ交換作業

- 4) ガス欠時の給油作業
- 5) タイヤ1本落輪している場合（落差1m以内）における落輪車輛の引上げ作業
- 6) その他、現場対応が可能な軽作業

2. レッカーサービス

車輛の事故または故障の現場から移動距離10kmまでを限界とした、レッカー車による牽引または積載車による運搬とします。但し、移動先は原則として運営車が指定する最寄りの修理工場とし、前項の現場軽作業サービスにより自力走行可能となる場合及びキーを紛失した場合は対象外とします。また、積込み作業は前項の現場軽作業サービスを含めて作業員1名が30分以内で実施可能な範囲内とします。

3. 付帯サービス

車輛の事故または故障の現場が、会員の自宅から直線距離100km以上遠方の場合で、会員が乗車する車輛が前項のレッカーサービスを利用し修理工場に入庫となった場合、次のいずれか一つの付帯サービスを提供するものとします。

1) レンタカーサポート

会員が目的地へ移動するために代替車輛を必要とする場合、運営者が、運営者の指定するレンタカー会社に手配します。この場合、10,000円を限度にレンタカー利用料金を負担いたします。但し、ガソリン代・乗り捨て料金等は会員の負担とします。なお、季節・時間帯・場所等により運営者が手配できない場合は、会員自らが手配するものとします。

2) 宿泊サポート

会員が電車・バス及び航空機や船舶等の公共の交通機関を利用出来ず宿泊を必要とする場合、車輛の事故または故障発生当日の夜間に限り、運営者が、運営者の指定する現場から最寄りの宿泊施設に手配します。この場合、会員及び同乗者（但し、車検証記載の定員数内）一人あたり15,000円を限度に宿泊料金を負担いたします。但し、飲食料金等は会員の負担とします。なお、季節・時間帯・場所等により運営者が手配できない場合は、会員自らが手配するものとします。

3) 帰宅サポート

会員が車輛の事故または故障発生当日に電車・バス及び航空機や船舶等の公共の交通機関を利用して帰宅する場合、会員及び同乗者（但し、車検証記載の定員数内）一人あたり20,000円を限度に交通費を負担いたします。但し、新幹線・特急等は普通指定席、航空機はエコノミークラス、船舶は2等船室までの利用に限ります。なお、利用券の予約・購入等は、会員自らが手配するものとします。

4) タクシーサポート

会員が車輛の事故または故障発生の日中に、現場から目的地への移動にタクシーを利用する場合、10,000円を限度にタクシー利用料金を負担いたします。なお、タクシーは、会員自らが手配するものとします。

第8条（付帯サービスに関する代金の精算）

- 1.第7条第3項の付帯サービスに関する運営者負担代金は、会員が一時立替払いするものとしします。
- 2.後日、運営者が送付する運営者所定の請求申請書に必要事項を記入のうえ、日付・領収印のある領収書を同封し、請求申請書が会員に到達した日または通常到達すべき日から1ヶ月以内に運営者へ提出するものとしします。なお、この条件が満たされない場合、運営者は免責されるものとしします。
- 3.前項の提出書類が毎月10日までに到着した場合は当月20日までに、同20日までに到着した場合は当月末日までに、同末日までに到着した場合は翌月10日までに、会員が指定する口座へ運営者負担代金を振込む方法により精算するものとしします。

第9条（追加料金）

次の各項に定める費用は会員の負担としします。

- 1.キーの閉じ込みにおいて、電子ロック等特殊構造の鍵や盗難防止装置等により開錠が困難な車輛の運搬・開錠等にかかる費用。
- 2.バッテリーの充電費用。
- 3.タイヤ補修剤等によりパンクの応急処置を行う場合の補修費用及びタイヤ補修剤等の作業以外に要する費用。
- 4.ガス欠時において、給油を行った給油代金。
- 5.その他、交換・備付等を行った部品の代金、補充・交換等を行った消耗品の代金。
- 6.ドーリーの使用等、特殊作業を要する場合の特殊作業費用。
- 7.サービス実施者が現場往復に要したカーフェリー乗船料金等並びにサービスの実施に必要なとなった有料駐車場利用代金。
- 8.タイヤが2本以上落輪している車輛の引上作業費用。
- 9.車輛が建物等に追衝突等した場合の車輛引出し作業費用。
- 10.サービス実施者が出動したにもかかわらずロードサービス適用外であった場合（出動後にキャンセルされた場合も含む）の出動費用。
- 11.サービス実施者が一時無料保管した場合の24時間を超えた部分の保管費用。（なお、24時間以内の保管費用が常に無料になるわけではありません。）
- 12.4WD車においてレッカー車による牽引をする場合、別途、牽引に必要な費用が発生する場合があります。

第10条（無償サービスの適用除外）

次の各項のいずれかに該当する場合は、無償サービスの適用除外としします。

- 1.会員またはサービス実施者がスペアキーを取ってくる方が便宜であると運営者及びサービス実施者が判断した場合。
- 2.車輛が横転している場合。
- 3.会員の故意または車輛メーカー所定の範囲を超えた使用・改造等による事故・故障等の場合。
- 4.無資格・酒酔い運転、薬物使用等法令上禁止されている状態による運転中の事故・故障等の場合。
- 5.航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送中の事故・故障等の場合。

6.連続する 14 日以内に同一または類似内容の出動依頼が 3 回以上あった場合における 3 回目以降の出動依頼の場合。

7.レース、ラリー等、一般の乗用目的以外での車輛使用中の事故・故障等の場合。

第 11 条（有償サービス）

1.会員が無償サービス以外のサービスを求めた場合、すべて有償にてサービス実施者が対応可能な範囲で実施するものとします。

2.有償サービスについては、会員とサービス実施者との間の別途有償契約によるものとします。

3.有償サービスの料金は、特にサービス実施者が認めた場合を除き、現場にて会員が現金またはクレジットカードにて実費精算するものとします。

2020.04